

ID: 121

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の使用料の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例 第21条(第28条第4項、第32条第3項及び第42条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成9年条例第31号		
【根拠条文】 (使用料の減免又は徴収猶予) 第21条 市長は、特別の事情がある場合においては、住宅使用料の減免又は徴収猶予を必要とすると認める者に対して当該使用料の減免又は徴収猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第17条の規定による。 (使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予) 第17条 条例第21条及び第23条に定める特別の事情がある場合とは、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 収入が著しく低額であるとき。 (2) 病気等の理由により、生活が著しく困難な状況にあるとき。 (3) 災害により、著しい被害を受けたとき。 (4) 前3号に掲げるほか、市長が特別の事由があると認めるとき。 2 使用料若しくは入居保証金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、市営住宅使用料減免・徴収猶予申請書(様式第12号)を提出し、市長の承認を得なければならない。 3 前項の申請書には、医師又は官公署等の発行する証明書を添付しなければならない。 4 減免又は徴収猶予の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、更新することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日